

條院の御時などたびくなりしかど、此度のやうにあへなきやうなし、おりさせ給はんことも、
ためしにもなりぬべきことをおぼしめすことわりになん、かゝるほどに御こゝち例ならずの
みおはします、うちにもものゝさとしなど、うたてあるまであれば、御物忌がちなり、年はいくば
くもあらねば、こゝろあわたしきやうなれど、いと惱ましくおぼしめさるゝにぞ、いかにせま
しとおぼしやすらはせ給ふ、まはすの十日、月のいみじうわかきに、うへの御局にて、宮のおま
へに申させ給ふ、

心にもあらでうき世にながらへば戀しかるべきよはの月哉、長和五年正月十九日御讓位、
略

〔百練抄^{十三}後堀河〕貞永元年十月二日、於前關白^{藤原}里第被定讓位事、依應德河^白例也、權中納言定
家注出寛平國史、今度依可追彼例云々、四日、有讓位事、依彗星之變爲攘也、

〔増鏡^三藤三〕貞永元年になりぬ、十月四日おりぬさせ給ふ、御なやみおもきによりてなりけり、こぞ
の二月、後の宮の御腹に、一の御子^四いでき給へりしかば、やがて太子に立せ給ひしぞかし、う
へ^{堀河}はおりさせ給ひて、その七日やがて尊號あり、御なやみ猶おこたらず、大かた世も靜なら
ず、この三年ばかりは天變まきり、なるふりなどしてさとしまげく、御つゝしみおもきやうなれ
ば、いかゝおはしまさんと、御心どもさわぐべし、^略節

〔増鏡^八飛鳥川〕大かた今年^{十年}文永は、なるまげくふり、世の中さわがしきやうなれば、つゝしみおぼ
されて、十月十五日より、圓滿院の二品親王内にさふらひ給ひて、尊星王の御修法つとめたまふ
に、廿日のよひ、二の對より火いできたり、あさましどもいはむかたなし、上下立騒ぎのゝしるさ
ま思ひやるべし、^略中^上山^龜は腰輿にて押小路殿へ行幸なりぬ、法親王は修法のつよきゆゑに、
かゝる事はあるなりとぞのたまはせける、この四月に御わたましありつるに、いくほぞなうか